

# 産業廃棄物（廃石綿等）搬入承認申請の手引

～都の埋立処分場への搬入手続について～



令和元年 10 月

## 1 申請資格

都内の建材除去事業において「廃石綿等」を排出する事業者

## 2 申請受付場所

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 受入担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

(都庁第二本庁舎19階北側)

JR東日本 新宿駅 徒歩15分

都営大江戸線 都庁前駅 徒歩5分

電話番号 03-5388-3588 (直通)

FAX番号 03-5388-1381

## 3 申請方法等

### (1) 申請方法

- ① 申請書の提出は、**予約制**とします。ご希望日の前日までに電話でご予約ください。  
なお、日時によってはご希望に添えない場合がありますので、早めの予約をお願いいたします。

※申請は搬入予定日を考慮し、早めに行ってください。

- ② 同時に2件以上の申請を行う場合は、予約時にその旨を申し出てください。

- ③ **排出事業者(元請業者)が、直接窓口においでください。**

### (2) 申請受付時間

平日の午前9時から午前12時及び午後1時から4時までとします。

### (3) 提出部数

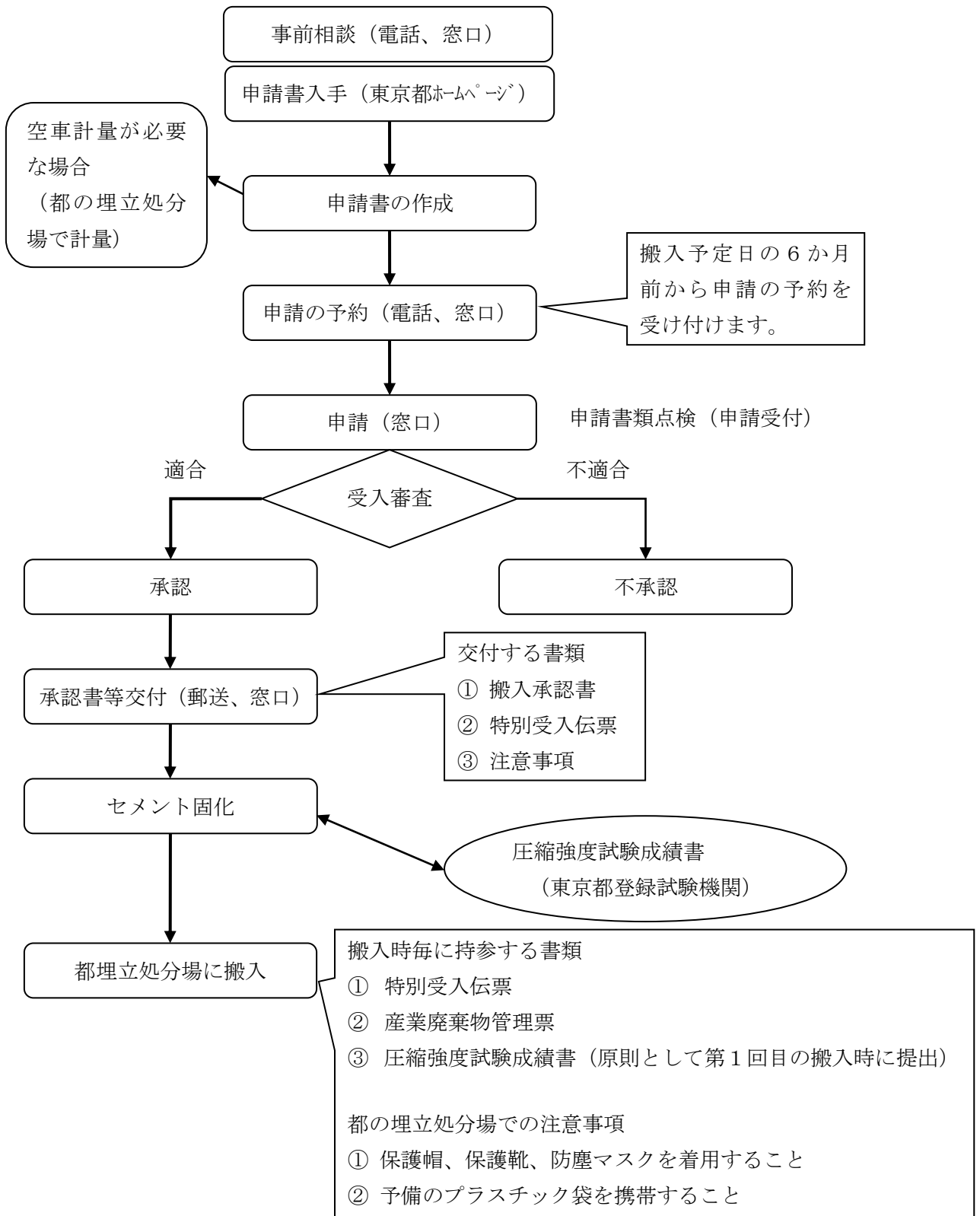
**正副2部**とします(副本は、正本をコピーしたもので構いません)。

## 4 処理手数料 (東京都廃棄物条例第21条)

処理手数料は、都の埋立処分場の受付において計量し、そのつど**現金**にて徴収します。

産業廃棄物の種類	処理手数料
「廃石綿等」	1kgにつき9円50銭

## 5 搬入までの流れ



（注）申請から承認書交付までは、2週間程度を要します。

## 6 受入基準

産業廃棄物の種類	受入基準
「廃石綿等」	①セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入すること。 ②セメント固化物の重量及び大きさは、おおむね 10 kg 以下及び最大径 30 cm 以下とすること。 ③セメント固化強度は、一軸圧縮強度が 0.98 メガパスカル (10 kg f / c m <sup>2</sup> ) 以上になるようにすること。 ④他の産業廃棄物との混載はしないこと。

- (注) (1) セメント固化の方法は、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き～飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法～（平成17年12月東京都環境局改正）」を参照してください。
- (2) 原則として、第1回目の搬入の際に、東京都登録試験機関（東京都試験機関A類）で発行された「圧縮強度試験成績書」を埋立処分場の受付に提出してください。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出してください。
- (3) 受入基準を遵守できない場合は、搬入を承認できません。

## 7 運搬方法

自 己	自己名義の車両に限る。(法人の場合は、法人名義)
委 託	都の産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物「廃石綿等」）の許可を有するもので、登録された車両に限る。

- (注)
- (1) 収集・運搬方法は、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」によるものとします。
- (2) 申請時にあらかじめ届け出た車両に限ります。
- (3) 運搬車両は、車両総重量 25 t 以下、ホイールベース 9 m 以下、車幅 2.5 m 以下とします。
- (4) 脱着装置付車両、車両総重量が 10 t 以上の車両及び車両の改造等により実重量が自動車検査証記載の車両重量と著しく異なる車両については、申請手続き

の前に都の埋立処分場の受付にて空車計量が必要です。

(5) 運搬に当たっては、破袋及び飛散の防止に適した車両とします。なお、荷降ろしは都の指示により行い、搬入者が原則手作業でおこなうこととします。

また、二重梱包したアスベスト固化物をフレコンバックに入れたまま搬入する場合は、ユニック車やラフテレーンクレーン車等で搬入してください。

## 8 申請手続き

- (1) 申請は、一工事ごとの申請とします。
- (2) 申請に必要な書類は、次のとおりです。

	提出書類	留意事項
1	産業廃棄物搬入承認申請書	○ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印してください。
2	適正搬入についての申出書	○ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印してください。
3	商業登記簿謄本 又は 現在事項全部証明書 (法人の場合)	○ 発行から <b>3ヶ月以内の原本</b> を提出してください。
4	住民票の抄本 (個人の場合)	○ 発行から <b>3ヶ月以内の原本</b> を提出してください。
5	自動車検査証の写し ※収集運搬を委託する場合は、排出事業者 (元請業者) が事前に委託事業者から車検証の写しを入手しておいてください。	○ ディーゼル規制適合車であることを確認してください。 ○ 粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しを添付してください。 ○ 申請者名が、運搬に使用する車両の自動車検査証の使用者欄と一致しているか、または使用者欄が空欄の場合、所有者欄と一致しているかを確認します。
6	空車計量が必要な場合 「車両重量計量申請書」 「車両重量計量票」 (都埋立処分場で計量済みのもの)	○ 空車計量が必要な対象車両は、 <b>脱着装置付車両、車両総重量が10 t を超える車両、及び補強等をした車両</b> (パッカー車を除く。) です。 ○ 事前に都の埋立処分場の受付に所要事項を記入の上、写真を添付した車両重量計量申請書及び車両重量計量票を持参して空車重量を計量し、申請時に提出してください。 ○ 空車計量をする際は、燃料を満タンにしておいて下さい。 ○ 収集運搬を委託する場合は、排出事業者 (申請者) は事前に収集運搬業者に運搬車両の計量を依頼し、「車両重量計量申請書」及び「車両重量計量票」を提出してください。

7	産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（収集運搬を委託する場合）	
8	工事請負契約書の写し	○ 工事件名、工事場所、工期、発注者、請負者の分かるものを提出してください。
9	搬入予定表	○ 搬入回数、予定数量、搬入希望日を記載し、工事全体の行程表等を添付してください。 ※搬入日は、搬入承認決定後、都の埋立処分場と最終調整が必要です。 ※搬入日に変更がある場合も、一週間前までに都埋立処分場に必ず連絡し、調整してください。  連絡先：廃棄物埋立管理事務所 埋立指導担当 電話番号：03（5531）3711 FAX番号：03（5531）3715
10	郵送により承認書受領を希望する場合（返信用切手および封筒）	○返信先住所を記入したレターパックライトか、A4サイズ対応の封筒（角形2号）に、140円分の切手を貼付し窓口にご持参ください。

※上記のほか、申請時に都が必要と思われる資料の提出を求める場合があります。

(3) 承認決定後、都の埋立処分場（廃棄物埋立管理事務所）に提出する書類

11	圧縮強度試験成績書	○ 分析の方法については、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き～飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法～（平成17年12月東京都環境局改正）」7頁を参照してください。
----	-----------	--

## 9 産業廃棄物管理票の提出

搬入のつど、都の埋立処分場の受付に搬入者が産業廃棄物管理票を提出してください。

## 10 都の埋立処分場での受付時間等

### (1) 受付時間

月曜日から土曜日まで 午前8時から午後2時まで

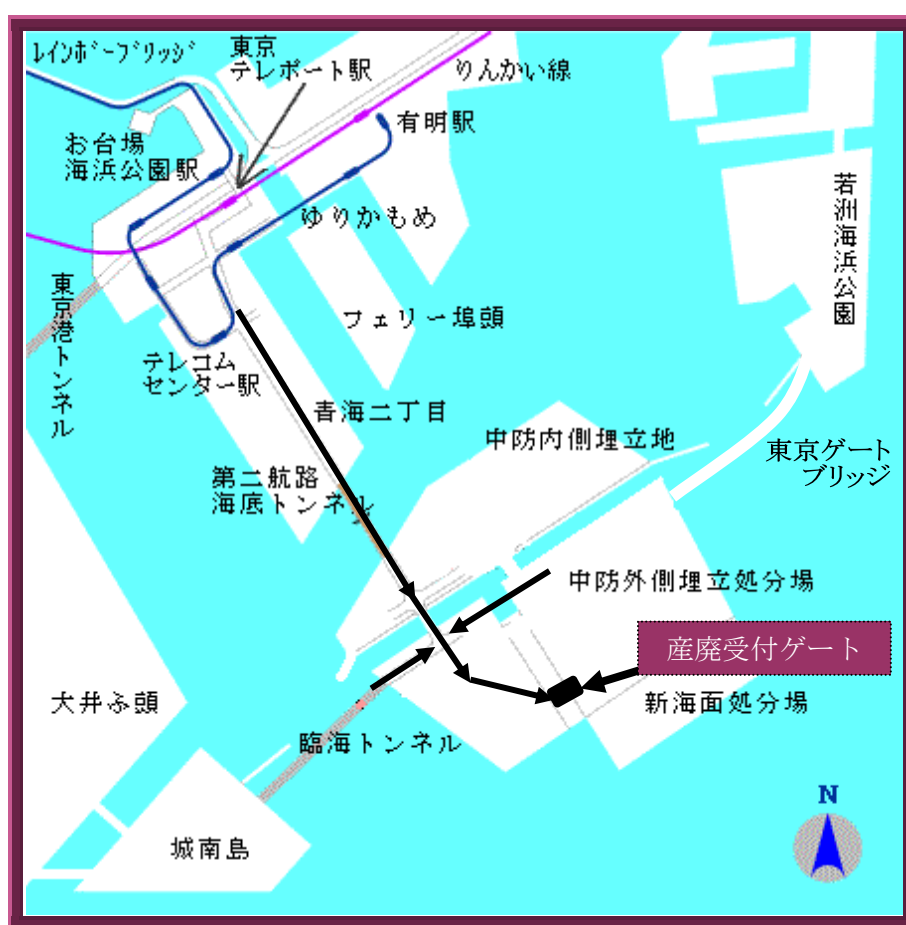
※日曜日、年末年始を除く

※事案により受付時間の変更を指示する場合があります。

### (2) 受付場所

中央防波堤外側埋立処分場産廃受付ゲート（下図のとおり）

住所 東京都江東区青海二丁目地先



### (3) 連絡先

東京都廃棄物埋立管理事務所 埋立指導担当

電話番号 03-5531-3711 (直通)

FAX 番号 03-5531-3715

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事 殿

法人→登記簿上の住所  
個人→住民票上の住所  
を記入

申請者住所	〒123-0000 東京都〇〇区〇〇1-1-1
-------	----------------------------

法人→代表者印  
個人→実印

法人→法人の名称  
と代表者名  
個人→氏名のみ  
を記入

フリガナ 申請者名 法人にあって は名称及び 代表者の氏名	カブ) 〇〇ケンセツ トウキョウタロウ 株式会社〇〇建設 代表取締役 東京 太郎	
---	--	--

担当者氏名	新宿 次郎	電話番号	03 (1234) #####
業種名	〇〇業	従業員	人 資本金 万円

### 産業廃棄物搬入承認

こちらから連絡するときの  
担当者名と電話番号を記入

東京都廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

搬入者コード	有効期間	年 月 ~ 年 月
--------	------	-----------

石綿除去作業の  
工事場所を記入

産業廃棄物を排出する事業場	所在地	〒123-△△△△ 東京都△△区△△1-1-1
	名称	△△石綿除去工事
	業種名	従業員 人

工事請負契約書上の  
工事名を記入

種類は「廃石綿等」と記入  
排出量はセメント固化後の  
量とし、1ヶ月あたりの量を  
記入

廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運 搬 方 法			
廃石綿等	***	委 託			
		車両番号	車両重量	産業廃棄物収集運搬業者名	許 可 番 号
		1 2 3 4		**運送有限会社	1 3 * * * * * * * *
		5 6 7 8			
合 計	***				

車両番号4桁の数字を記入  
車両重量は空欄のまま  
で結構です。

業者の名称と許可番号  
を記入

運 搬 回 数	① 2 回 / 1 箇月	2	3	1 回 / 6 箇月 ~ 1 年
---------	--------------	---	---	------------------

運搬回数は該当するものに○印を記入  
(目安でも記入してください。)

汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程	
使用原材料 (月間使用量)	

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>商業登記簿謄本（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）</li> <li>適正搬入についての申出書</li> <li>自動車検査証の写し</li> <li>車両重量計量申請書及び車両重量計量票（空車計量が必要な場合）</li> <li>産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（委託による運搬の場合）</li> <li>工事請負契約書の写し</li> <li>搬入予定表</li> </ol>	受付印
------	--	-----



# 適正搬入申出書

(「廃石綿等」排出事業者)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事 殿

都の埋立処分場に搬入する産業廃棄物については、東京都廃棄物規則第13条に定める受入基準及び搬入承認書に記載された事項を遵守し、適正に搬入することを申し出ます。

法人→登記簿上の住所  
個人→住民票上の住所  
を記入

の搬入に関する違反行為に対しては、当該廃棄物を持ち帰るとも  
った場合には、都の指導に従います。

申出人 住所 東京都〇〇区〇〇1-1-1

法人→代表者印  
個人→実印

氏名 株式会社〇〇建設  
代表取締役 東京 太郎

法人→法人の名称  
と代表者名  
個人→氏名のみ  
を記入

印

- 1 危険物及び有害物等が判定基準を超えるもの、並びに一般廃棄物は搬入しません。
- 2 承認を得ていない種類の産業廃棄物は搬入しません
- 3 セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入します。  
固化強度については一軸圧縮強度0.98メガパスカル以上であることを確認した上、搬入します。  
原則として、第1回目の搬入の際に東京都登録試験機関で発行された圧縮強度試験成績書を提出します。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出します。
- 4 固化物の形状は、おおむね重さ10キログラムかつ最大径30センチメートルを超えるものは搬入しません。
- 5 他の種類の産業廃棄物を、同じ運搬車両に混載して搬入することはしません。
- 6 搬入にあたっては、承認量を遵守します。
- 7 必要に応じて行われる都の追跡調査に協力します。

# 「廃石綿等」搬入予定表

申請者住所 〒123-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇1-1-1

申請者氏名 株式会社〇〇建設  
代表取締役 東京 太郎

担当者氏名 新宿 次郎

電話番号 03(1234)##### FAX番号 03(1234)\$\$\$\$

工事場所	住所 東京都△△区△△1-1-1	電話番号		
	工事件名 △△石綿除去工事 (工事責任者氏名 東京 三郎 ) (特別管理産業廃棄物管理責任者氏名 新宿 四郎 )	工事請負契約書上の 工事場所と工事名を 記入		
工事発注者	住所 東京都◇◇区◇◇1-1-1	電話番号		
	氏名 株式会社 ◇◇	03(#####)1234		
収集・運搬業者 (※)	住所 東京都**区**1-1-1	電話番号		
	氏名 **運送有限会社 許可番号 13*****	収集・運搬を業者に 委託する場合は記 入		
搬入希望日及び 搬入量	第1回	第2回	第3回	第4回
	*年*月1日	*年*月6日	年 月 日	年 月 日
	** t	* t		t
	車の台数 (4) 台	車の台数 (2) 台	車	台数 ( ) 台
	第5回	第6回	第7回	第8回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	t	t	t	t
	車の台数 ( ) 台	車の台数 ( ) 台	車の台数 ( ) 台	車の台数 ( ) 台

※ 収集・運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合に記入してください。

注意事項：実際の搬入日は、搬入承認決定後、搬入希望日の一週間前までに必ず都の埋立処分場と調整してください。